

3.18交渉で原子力規制委員会(原子力規制庁)はずさんな回答に終始 原子力規制委員会に嚴重抗議し、引き続き、 地震動評価手法の至急見直しを求めよう

2回目(3.31)交渉を要請するも「別段変わった返答はできない」と拒否

原子力規制委員会は3月13日の本会議で川内1・2号を「模範原発」として選定し、今月内にも「審査書案」を作成しようとしています。私たちは、川内1・2号に関する追加質問を急遽加え、3月18日に原子力規制委員会と交渉し、大飯3・4号、高浜3・4号および川内1・2号の地震動過小評価を批判し、基準地震動の大幅引き上げを求めました。紹介議員である福島みずほ社民党参議院議員をはじめ市民側は鹿児島、島根、福井、静岡、大阪、兵庫、奈良、東京、埼玉等から31名が参加し、原子力規制委員会の事務局である原子力規制庁から2名が出席して回答しました。最初に、3月18日現在77団体・361個人の賛同を得た公開質問状を賛同リストと共に改めて提出し、約2時間にわたって追及しました。

しかし、別紙交渉記録のように、公開質問状に則した具体的な回答は全くなく、門切り型の切り捨て御免というような回答でした。仕方なく、交渉の場でひとつ一つ具体的に追及したところ、原子力安全委員会の時代に検討された重要事項を全く引き継いでおらず、地震動評価手法に関する基礎知識にも乏しい有様で、回答できずに沈黙する状態が相次ぎました。長い沈黙の後で「知りませんでした」「仰る中身は理解しました」と言いながら、図表を用いた具体的な追及によってすでに破綻した前言を、お経を唱えるかのように繰り返し、騒然たる非難を浴びながら、全く反省の色が見られませんでした。約束の1時間半を大幅に超えたので、「今度は地震動評価手法に精通して責任を持って回答できる人に出席してもらい、2回目の交渉を早急にやろう」と提案し、「持ち帰って検討する」ことになりました。そこで、翌日付で「3月31日に再度の詳細回答」を公開質問状への賛同団体(3月19日現在78団体・365個人)連名で求めたところ、数時間後には「前回の集会で申し上げたとおりで、別段変わった返答はできない。」「当該原発は審査中でもあり、途中段階では具体的なことはこれ以上回答できない。」と、拒否してきたのです。

地震動評価手法の根幹に関わる質問に全く回答できず、その妥当性が根底から揺らいでいるのに、再交渉を拒否し、これまで通りの過小評価を続けようとしているのです。言語道断です。原子力規制委員会(原子力規制庁)は、審査書案作成段階で再交渉に応じると、地震動評価手法の根本的欠陥が一層明らかにされ、川内1・2号の審査書案を作成できなくなることを恐れているのかも知れません。なおさら、ひどい話です。原子力規制委員会は、福島第一原発重大事故から一体どのような教訓を引き出したのでしょうか。地震による強震動で原発が耐えられず炉心溶融事故が再び起きてもかまわないとも思っているのでしょうか。

私たちは3月24日、原子力規制委員会に嚴重抗議するとともに、7項目に及ぶ「地震動評価手法の至急見直し」を具体的に提示し、その検討結果を後日説明するよう求めました。これをベースに、原子力規制委員会による地震動過小評価を許さない闘いを継続・拡大し、地震動評価手法の抜本的再構築を求め、地震に耐えられない原発の閉鎖を求めていきたいと思えます。1基たりとも再稼働を許さないため引き続きご支援、ご協力をお願いします。

今回の公開質問状には3月20日現在で全国から78団体、373個人の賛同を得ました。また、カンパも約37万円集まり、遠方からの参加者に交通費半額支援もできました。厚くお礼申し上げます。闘いは続きます。原子力ムラの復活を許さず、再稼働阻止から「原発ゼロ」＝脱原発へ共に進みましょう。

呼びかけ：原子力発電に反対する福井県民会議、サヨナラ原発福井ネットワーク、原子力資料情報室、若狭連帯行動ネットワーク(事務局担当)

3月18日の原子力規制委員会(原子力規制庁)との交渉で明らかになったことを、今後のため、簡単にまとめておきましょう。

第1に、新基準適合性検討の審査は事務局である原子力規制庁で実際行っており、審査の中身に
関する質問に対しては適切な判断の下、事務局で
回答を作成していること、したがって、原子力規制委
員会田中委員長宛に提出した今回の公開質問状
に対しても、その回答作成は事務局に一任されてお
り、公開質問状を委員長や委員に見せることはあつ
ても、回答について原子力規制委員会はもとより委
員長や委員の決済、了承、確認などは一切受けて
いないことが明らかになりました。

第2に、断層モデルでは耐専スペクトルと比べて地震規模が1/2以下で、地震動評価結果も1/2以下になることについて、最初は「手法が違うので地震規模が違ってもしょうがない」とうそぶいていましたが、北米中心のデータと国内データの違いによるものであることを理論的に追及されるや、「したがって、一つの手法だけじゃなくて二つの手法、いろんな手法を使って基準地震動を作っている」と述べ、事実上、逆断層以外の多くの場合、断層モデルが過小評価になっていることを認めました。しかし、実際には、最も重要な近距離の活断層に対して、耐専スペクトルは適用範囲外だとして用いられず、断層モデルで基準地震動が作成されているのです。これでは、断層モデルで地震動が過小評価されることを知った上で、断層モデルで基準地震動を策定しているということになります。こんな理不尽なことは許せません。

第3に、原子力安全委員会の時代に、断層モデルの地震規模を松田式に合わせて断層モデルのほうを修正して地震動評価を行うと耐専スペクトルに合うという検討を行っていたのですが、規制庁はこれを
知りませんでした。また、地震調査研究推進本部が
警固断層の強震動評価を行う際に、松田式から地震規模を求め断層モデルをこれに合うように修正する
レシピを提案して警固断層に適用していることを
規制庁は知りませんでした。つまり、原子力安全委
員会が行っていた断層モデルに関する検討結果が
規制委員会に継承されていないこと、地震調査研
究推進本部による断層モデルの修正レシピなど基
本的な重要事項について調査・検討していないこと
が明らかになったのです。

第4に、規制庁は当初、耐専スペクトルの適用範囲は極近距離以遠だと主張していましたが、規制委員会の審査会合において高浜3・4号では極近距離以遠で耐専スペクトルを求めていることを失念して
おり、鳥取県西部地震で震源断層直上の賀祥ダム
の地震観測記録が耐専スペクトルに合うことを原子
力安全委員会で確認していたことを知りませんでした。つまり、耐専スペクトルの適用範囲を極近距離以遠に限定できないことさえ認識していなかったことが明らかになったのです。

第5に、活断層による地震規模を震源断層の長さから松田式で行うことについて、1995年の阪神・淡路大震災の直後に原子力安全委員会で検討し、断層長さ
と地震規模の平均的な関係は松田式でほぼ
表すことができ、国内外のデータに良く合うことが確

緊急のお願いに応えていただきご協力ありがとうございました。

公開質問状への賛同団体・個人は 78団体、373個人

(2014.3.20現在)、運動カンパは約37万円集まりました。

運動カンパ36万8570円は、3月18日の交渉に参加された鹿児島、島根、福井、関西からの参加者の交通費半額に24万8500円、印刷・郵送代(2回)に約8万円で、残額約4万円は次回交渉費用に充てさせていただきます。「原子力規制庁に、

地震動評価を過小に評価し、原発再稼働をめざすことに荷担するな！」の声をもっともっと大きく、そして力強く盛り上げていきましょう！お互いがんばっていきましょう！（若狭ネット 久保）



認されていることを規制庁は知りませんでした。これは重大なことで、耐専スペクトルでは断層長さから松田式で地震規模を求めており、そうするのが地震学界では通説になっているのですが、これを断層面積に直す際に、北米中心のデータでは断層幅が日本国内より長いため断層面積が大きくなること、その結果、断層面積から地震規模を求める断層モデルでは国内の活断層に対して地震規模が小さくなることを規制庁は認識していなかったのです。

第6に、2008年岩手・宮城内陸地震では地下地震計で1000ガルを超える地震動が観測されており、基準地震動と同じ解放基盤表面はざり波に直すと2000ガル近くになるのですが、これを耐専スペクトルに反映させるべきだと主張したところ、規制庁は「震源を特定せず策定する地震動」で検討していると回答してきました。しかし、「震源を特定せず策定する地震動」に関する審査会合の議論では、地域特性からそのような地震が起こらないという主張が通り、結果として考慮外に置かれているのです。耐専スペクトルへの反映は地域性とは無関係であり、マグニチュード、等価震源距離、地震観測記録、地盤情報があれば可能です。これを指摘すると、規制庁は黙りを決め込んだのです。

第7に、川内1・2号では、通常の断層モデルとは異なり、地震規模から応力降下量などの断層パラメータを決めるのではなく、応力降下量を小さく固定してから地震規模を逆算していました。このため、見かけは地震規模が松田式で求めた値にほぼ等しいのですが、最初から応力降下量を小さく設定しているため、地震規模に対応した応力降下量の値よりかなり小さくなっていて、地震動評価結果が耐専スペクトルの1/2～1/3になっていることを指摘されると、規制庁は沈黙戦術へ戻り、地震規模は通常の断層モデルより大きいので保守的だと見当外れの回答に終始したのです。しかし、アスペリティの平均応力降下量が小さいためアスペリティ面積が異常に大きくなっていることについては認めざるを得ませんでした。つまり、規制庁は断層モデルの適用法も満足に知らないで使っていることが明らかになったのです。

第8に、川内からの参加者が、国土交通省による

川内原発近くの川内河口ボーリング図の中に12.5万年間に地層が-36.1m動いた証拠があること、周辺にある3本のリニアメントのうちの1本が敷地内に繋がっている可能性があることを指摘し、福島みずほ議員も活断層の調査を川内でも行って頂きたいと強く要望されました。規制庁は「持ち帰る」と約束しました。また、規制庁の川内出先に公開質問状を二つ提出し、「規制庁へ届ける」旨の確約があったのに、規制庁は見たことがないため、「帰ってどこにあるのか調べる」と約束しました。

最後に、交渉での規制庁の回答があまりにズサンであり、回答者も基本的なことを知らずに黙り込む有様で、これでは話にならないため、川内1・2号の審査書案が完成する前にしっかり責任を持って回答できる人を出席させてセカンドラウンドをやりたいと提案し、「持ち帰って検討する」ことになりました。

(翌日に下記の「公開質問状への再度の詳細回答のお願い」を規制庁へ提出したところ、その日のうちにセカンドラウンド拒否の返答がきました。そこで別紙の「再回答拒否に嚴重抗議し、地震動評価手法の至急見直しを求めます」の抗議要請文を3月24日に提出した次第です。)

2014年3月19日
原子力規制委員会委員長
田中 俊一 様

公開質問状への再度の詳細回答のお願い

昨日は私たちの提出した「高浜3・4号と大飯3・4号に則した耐専スペクトルと断層モデルによる地震動評価に関する公開質問状」(2014年3月5日付)および「川内1・2号の地震動評価に関する追加質問」(2014年3月17日付)への回答者として、原子力規制庁安全規制管理監付企画調査官および同企画係長を派遣して頂き、有り難うございました。しかし、私たちが公開質問状で具体的に質問しているにもかかわらず、その回答は下記の通り、余りにも抽象的で具体性に欠けるものであり、「審査会合で確認するから文句を言うな」という姿勢に満ちていました。この回答について原子力規制委員会の決済を受けているのかを確認したところ、「回答は事務方に一任されている」とのことで、貴職や規制委員には知らされておらず、了承も得ていないようです。

そこで、いくつかの点で具体的に質疑を行ったところ、上記回答者は、原子力安全委員会の作業部会で耐専スペクトルの適用性について検討していたことをご存じなく、鳥取県西部地震における震源近傍の賀祥ダムでの観

測記録に対しても耐専スペクトルが適用可能であることを確認していたこともご存じありませんでした。また、断層モデルによる地震規模と松田式による地震規模が異なる理由についても熟知しておられず、原子力安全委員会の作業部会で、宍道断層の断層モデルにおいて地震規模を松田式に合わせて応力降下量を大きくした地震動解析を行っており、その結果は耐専スペクトルに一致するという事実についてもご存じありませんでした。川内1・2号の断層モデルによる地震動評価結果が耐専スペクトルの1/2～1/3に過小評価されていることについて、M6クラスの未飽和断層で得たアスペリティ平均応力降下量をM7クラスの飽和断層にそのまま用いた結果であり、アスペリティ面積が断層面積の36.5%というおおよそあり得ない異常値になっているという指摘に対しても反論できませんでした。さらに、地震調査研究推進本部による福岡県西方沖地震の波形インバージョン結果とレシピによる断層モデルには大きな差があること、「おおむね再現できる」という意味についても理解が不十分であることが明らかになりました。地震調査研究推進本部が警固断層の強震動評価で「松田式による地震規模を断層モデルの地震規模とし、断層モデルの長さや幅をそれに合わせて調整する」という修正レシピを適用していることについてもご存じありませんでした。私たちは決して回答者に対して個人攻撃をしているわけではありません。下記の回答は原子力規制庁の中で検討されたと伺っており、組織としての認識の問題だと受け止めています。

原子力発電所の地震動評価で用いられている耐専スペクトルおよび断層モデルについて、基本的な点で十分理解しておられない(と思われる)原子力規制庁が事務局となり、原子力規制委員会で再稼働に向けた審査が進められているという実態を眼前にして、私たちは強い驚愕と戦慄を覚えざるを得ません。

そこで、貴職に改めてお願いします。私たちの公開質問状に具体的に回答できる方に再度、回答させてください。齟齬のないよう、上記の回答者にも同席して頂き、耐専スペクトルや断層モデルについて具体的に責任を持って回答できる方、「審査会合での確認」の内容と根拠を説明できる方に出席して頂き、私たちに再度丁寧に説明して頂きたく存じます。本件については、上記回答者にも依頼し、「持ち帰って検討する」と約束して頂いております。とくに、川内1・2号が審査書案の作成段階に入っていることから、「審査書案が完成されるまでに2回目の回答を行って頂く」ように依頼しており、これを含めて持ち帰って検討して頂くことになっています。

この問題は原子力規制庁の問題ではなく、原子力規制委員会としての審査のレベルに関わる問題であり、審査の質に重大な疑義が出されているものとご認識ください。川内1・2号の審査書案が今月中に作成されると報道されていますので、3月31日に、私たちの上記公開質問状に対し、原子力規制委員会としての責任ある再回答を改めて頂きたく、強く要請いたします。

＜原子力規制委員会原子力規制庁による回答全文＞
質問1(高浜3・4号における地震動評価について)

(1)への回答:基準地震動の評価は、審査において、応答スペクトルによる手法と断層モデルによる手法が適切に用いられていることを確認している。

(2)への回答:耐専スペクトルと断層モデルの地震動評価結果の大小関係は地点ごとに異なっており、両手法で評価すれば問題ないと考えております。

(3)(4)への回答:地震調査研究推進本部は強震動評価手法の検証を行い、福岡県西方沖地震や鳥取県西部地震等の観測記録がおおむね再現できることを確認している。

(5)への回答:FO-A～FO-B、熊川断層の断層パラメータが適切に設定されているかどうかを審査会合で確認しているところです。

(6)への回答:耐専スペクトルは地震動の規模に応じて適用できる等価震源距離の範囲が定められており、適用範囲を超えるものであれば、審査において適用可能な他の距離減衰式により評価している。

(7)への回答:基準地震動の評価は適用可能な距離減衰式と断層モデルを用いており、その妥当性は審査会合で確認します。

質問2(大飯3・4号における地震動評価について)

(1)への回答:大飯3・4号におけるFO-A～FO-B、熊川等の連動の地震動評価は適用可能な距離減衰式と断層モデルを用いており、その妥当性は審査会合で確認する。

(2)への回答:賀禰ダムの評価結果は承知していないが、FO-A～FO-B、熊川の連動評価はその等価震源距離が敷地に近いことから耐専スペクトルの適用範囲外であると考えております。

追加質問(川内1・2号の地震動評価)

1への回答:耐専スペクトルと断層モデルの地震動評価結果の大小関係は地点ごとに異なっており、両手法で評価すれば問題ないと考えてございます。

2と3への回答:地震動評価は適用可能な距離減衰式と断層モデルを用いて評価しており、その妥当性は審査会合で確認する。
以上